

緊急時における児童の登下校について

台風や地震等への対応について、愛知県教育委員会並びに大町教育委員会の指示により、学校では次のように指導し、児童の安全に努めています。ご家庭でもご承知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ◎ 警報・注意報は、市町村ごとに発表されます。
従って、「大口町」に警報が出されているかどうか、判断基準となります。

【「暴風警報」が発表された場合について】

1 児童が登校する以前に、暴風警報が発表されている場合

暴風警報の解除時間	対応
午前6時30分までに解除	いつもどおり
午前6時30分から午前11時までの間に解除	昼食を自宅で済ませて、午後1時に学校到着
午前11時過ぎに解除	休校

2 児童が登校してから暴風警報が発表された場合

ア 授業を中止して、安全を確認した上で、職員が集合場所まで引率し、一斉下校で帰宅させます。家庭では、児童が帰宅できるよう、保護者在宅の体制を整えてください。

なお、可能な方は付近の道路状況を見て、危険箇所などを学校へお知らせ下さい。

イ 帰宅しても家に入れなかった児童は集合場所に戻り、職員と一緒に学校に戻ります。

ウ どうしても保護者の在宅が不可能で、引き取りでの下校を希望されるご家庭は、警報発表が予想される日の連絡帳にて、担任に知らせてください。この場合、児童は、体育館に待機させ、保護者の引き取りを待ちます。至急の引き取りをお願いします。イで学校に戻った児童も、体育館で引き取りを待ちます。

【大雨・大雪に関する「特別警報」が発表された場合について】

1 登校する以前に「特別警報」が発表されている場合

ア 登校しません。

イ 特別警報解除後も、学校からの指示があるまでは登校しません。

ウ 南小緊急メール、町広報無線で、授業開始の日時を伝えます。

2 登校後に、特別警報が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、保護者への引き渡しとします。

イ 気象状況等を勘案して、引き渡しが可能であると判断する場合、学校待機とします。

ウ 学校待機とした場合は、特別警報解除後も、災害状況・気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断した時点で、保護者への引き渡しとします。

【「大雨警報」「大雪警報」が発表された場合について】

- ア 授業はいつもどおり行います。道路や橋等に十分注意して登校させてください。
- イ 通学路で危険が発生している時は、自宅で待機させ、学校にご連絡ください。
- ウ 状況により授業を打ち切り下校させることもあります。この時の下校方法は、「暴風警報」の下校方法と同じです。

【震度5弱以上の地震が起きた場合について】

震度5弱以上の地震が発生したとき	対 応
<u>始業前</u> に発生	休 校
<u>登下校中</u> に発生	安全な場所へ一時避難し、 自宅か学校かどちらか近い方に移動
震度5弱以上の地震が <u>在校時</u> に発生	授業中止 保護者による引き取り

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合について】

- 1 大口市に震度5弱以上の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
上記の通り
- 2 大口市に震度5弱以上の地震が発生せず、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	対 応
<u>始業前</u> に発表	登校せず、学校からの指示を待つ ※原則、通常通りの活動を行う
<u>登下校中</u> に発表	原則、通常通り
<u>在校時</u> に発表	安全を確認した後、原則通常通り活動 ※校長の判断で引き取り下校の場合もある

【お願い】

- ア 『緊急時における「車で児童を引き取る時の注意事項」』についても別紙で配付しました。
車両混雑や事故を防ぐため、ご協力をお願いします。
- イ 給食の無駄をなくすために、給食の中止が早めに決定されることがあります。そのような場合には、お弁当の用意をお願いすることがあります。
- ウ 学校からの緊急連絡はテトルで行いますので、確認できるようにしておいてください。